

# 参 考 資 料

(地方税関係)

(1)理由付記等

# 地方税における行政手続法の適用関係①(現行)

## 【地方団体が行う処分等】

行政手続法の規定	行政手続法の適用関係	行政手続条例等の一般的な適用関係	地方税における具体例
行政手続法上の適用除外 (行手法3条)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税の犯則に関する法令に基づいて行われる処分及び行政指導(行手法3①六)</li> <li>・質問検査権の行使等、情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導(同十四)</li> <li>・不服申立てにおける処分及び行政指導(同十五・十六)</li> </ul>
申請に対する処分 (行手法2章(5条～11条))	○適用除外 (行手法3条③)	○適用除外(税条例において規定)	・更正の請求、徴収猶予の申請 等
不利益処分 (行手法3章(12条～31条))			・更正、決定、徴収猶予の取消し 等
行政指導 (行手法4章(32条～36条))	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     地方公共団体の機関がする処分(その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているもの)等については、一般的に各地方公共団体が定める行政手続条例等が適用されている。                 </div>	○原則適用 ○次の規定を適用除外(税条例において規定) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 行政指導に係る書面の交付(行手法35②)</li> <li>➢ 複数の者を対象とする行政指導(行手法36)</li> </ul>	・修正申告の勧奨、記帳指導、納付の勧奨 等
届出 (行手法5章(37条))		○原則適用	・納税義務者による申告書の提出 等

※ 各地方公共団体においては、行政手続法第3条第3項により適用除外とされた処分等に関する手続について、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない(行手法46)こととされている。

## 地方税における行政手続法の適用関係②(現行)

### 【総務大臣が行う処分等】

行政手続法の規定	行政手続法の適用関係	地方税における具体例
行政手続法上の適用除外 (行手法3条)	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税の犯則に関する法令に基づいて行われる処分及び行政指導(行手法3①六)</li> <li>・質問検査権の行使等、情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導(同十四)</li> <li>・不服申立てにおける処分及び行政指導(同十五・十六)</li> </ul>
申請に対する処分 (行手法2章(5条～11条))	○適用除外(地方税法18条の4①)	・軽油引取税に係る元売業者の指定 等
不利益処分 (行手法3章(12条～31条))		・軽油引取税に係る元売業者の指定の取り消し等
行政指導 (行手法4章(32条～36条))	○原則適用 ○次の規定を適用除外(地方税法18条の4②) <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 行政指導に係る書面の交付(行手法35②)</li> <li>➤ 複数の者を対象とする行政指導(行手法36)</li> </ul>	・軽油引取税に係る元売業者の指定等に際して行われる行政指導 等
届出 (行手法5章(37条))	○原則適用	・固定資産税に係る大臣配分資産の申告

# 行政手続法の適用関係に関する条文

## 行政手続法(抄)

(適用除外)

第三条 略

2 略

3 第一項各号及び前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分(その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。)及び行政指導、地方公共団体の機関に対する届出(前条第七号の通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。)並びに地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、次章から第六章までの規定は、適用しない。

(地方公共団体の措置)

第四十六条 地方公共団体は、第三条第三項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 地方税法(抄)

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

## 地方税の主な不利益処分の件数

(単位:件)

		処分	根拠規定	件数	
不利益処分	課税	賦課決定	法151、法319、法364 等	約2億1,800万件	(※1)
		加算金の賦課決定			
		過少申告加算金	法72の46①、法144の47① 等	15,125	(※2)
		不申告加算金	法72の46②、法144の47② 等	12,559	
	重加算金	法72の47、法144の48 等	60,043		
徴収	差押え	法68、法167 等	219,225	(※3)	

(注) 平成20年度の計数。調査により把握している項目のみ計上している。

(※1) 地方税については、全体の課税件数のうち、9割以上が賦課課税されている。

(※2) 「加算金の賦課決定」は、法人事業税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車取得税、道府県たばこ税、道府県民税(利子割、配当割、株式等譲渡所得割)及び道府県法定外普通税の合計。

(※3) 「差押」は、道府県税(個人の道府県民税を除く)の合計。

# 納税通知書等に関する条文(地方税法)

(用語)

**第一条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 略

六 納税通知書 納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。

七～十四 略

2～4 略

(個人の市町村民税の普通徴収の手続)

**第三百十九条の二** 個人の市町村民税を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において納税者に交付する納税通知書には、所得割額及び均等割額の合算額から第三百二十一条の四第一項の給与所得に係る特別徴収税額(二以上の特別徴収義務者に徴収させている場合においては、その合計額とする。次項において同じ。)並びに第三百二十一条の七の四第一項の年金所得に係る特別徴収税額及び第三百二十一条の七の八第一項の年金所得に係る仮特別徴収税額の合算額を控除した額並びにこれらの算定の基礎を記載しなければならない。

2及び3 略

(固定資産税の徴収の方法等)

**第三百六十四条** 固定資産税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

2 固定資産税を徴収しようとする場合において納税者に交付する納税通知書に記載すべき課税標準額は、土地、家屋及び償却資産の価額並びにこれらの合計額とする。

3 市町村は、土地又は家屋に対して課する固定資産税を徴収しようとする場合においては、総務省令で定めるところによつて、次の各号に掲げる固定資産税の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した文書(以下「課税明細書」という。)を当該納税者に交付しなければならない。

一 土地に対して課する固定資産税 当該土地について土地課税台帳等に登録された所在、地番、地目、地積及び当該年度の固定資産税に係る価格

二 家屋に対して課する固定資産税 当該家屋について家屋課税台帳等に登録された所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び当該年度の固定資産税に係る価格

4～10 略

## (2) 更正の請求



## 更正の請求について

- 「更正の請求」は、申告に係る税額が計算誤り等により過大である場合等に、納税者が自ら申告内容の是正を税務当局に請求できる権利。期限内の適正申告を求める申告納税制度の例外。
- 通常、納税者が誤りを発見するのは、次の申告期であることを踏まえ、現行の更正の請求期間は1年間とされている。
- 別途、地方団体の長は5年間、職権により減額更正を行うことができる。

### ○主な更正等の期間制限

区 分		期間制限(通常の場合)	脱税の場合
課税庁	増額更正	法定申告期限から3年(法人事業税・法人住民税等については5年)	法定申告期限から7年
	減額更正	法定申告期限から5年	
納税者	修正申告	法定申告期限から5年	—
	更正の請求	法定申告期限から1年(後発的事由の場合2月)	

(注) 申告納付の地方税の場合について記載。

## 更正・決定のできる期間

### 【申告納税方式による地方税】

区 分	通 常 の 場 合	脱税の場合
増 額 更 正	法定申告期限から3年(法人事業税・法人住民税等については5年)(法17の5①③)	法定申告期限から7年 (法17の5④)
減 額 更 正	法定申告期限から5年(法17の5②)	
決 定	法定申告期限から3年(法人事業税・法人住民税等については5年)(法17の5①③)	

※法とは地方税法を指す

## 更正の請求制度(概要)

区 分	内 容
1 更正の請求ができる場合	<ul style="list-style-type: none"><li>● <u>通常の場合</u> (法20の9の3①)<ol style="list-style-type: none"><li>1. 申告書の提出により、納付又は納入すべき税額(注)が過大である場合。</li><li>2. 同様の理由により、欠損金額等(注)を過小に申告した場合又は欠損金額等の金額の記載がなかった場合</li><li>3. 同様の理由により、還付金の額に相当する税額(注)を過小に申告した場合又は還付金の額に相当する税額の記載がなかった場合</li></ol>(注)更正があった場合には、その更正後の金額、税額等</li> <li>● <u>後発的事由に基づく場合</u> (法20の9の3②)<ol style="list-style-type: none"><li>1. 課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき</li><li>2. その申告をし、又は決定を受けた者に帰属する者とされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る地方税の更正又は決定があったとき</li><li>3. その他法定申告期限後に生じた上記に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき</li></ol></li> <li>● <u>特別の場合</u> (各税目による特例)<ol style="list-style-type: none"><li>1. 前事業年度分以前の事業税額等についてされた更正等に伴い、その翌事業年度分以後の事業税額等について上記の通常の場合に掲げる事由が生じたとき(法72の33の2①)。</li><li>2. 事業税等の計算の基礎となった法人税の課税標準等について国の税務官署の更正等を受けたことに伴い、事業税額等が過大となる場合(法72の33の2②、法321の8の2)</li></ol></li></ul>

2 更正請求期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通常の場合 地方税の法定申告期限から1年以内(法20の9の3①)</li> <li>●後発的事由に基づく場合 当該事実が生じた日の翌日から2月以内(法20の9の3②)</li> <li>●特別の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 修正申告書を提出した日又は更正等の通知を受けた日から2月以内(法72の33の2①)</li> <li>2. 国の税務官署が更正等の通知をした日から2月以内(法72の33の2②)</li> </ul> </li> </ul>
3 更正の請求の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通常の場合 納税申告書に記載した課税標準又は税額等(法20の9の3①)</li> <li>●後発的事由に基づく場合 同上(法20の9の3①)</li> <li>●特別の場合 納税申告書に記載した課税標準又は税額等のほか更正決定に係る課税標準又は税額等も対象となる(法72の33の2等)。</li> </ul>
4 更正の請求の方式 (地方税法施行規則1の8)	更正請求書を提出する。これには、更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載しなければならない。
5 更正の請求先(法20の9の3①)	地方団体の長
6 調査(法20の9の3の③)	地方団体の長は、更正の請求があった場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査する。
7 更正の請求の処理 (法20の9の3③)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 更正の請求の理由があるとき 減額更正</li> <li>2. 更正の請求の理由がないとき 更正をすべき理由がない旨を通知</li> </ol>
8 徴収の猶予(法20の9の3④)	更正の請求があった場合においても、その請求に係る地方税の徴収を猶予しない。ただし、地方団体の長において相当の理由があると認めるときは、その地方税の全部又は一部の徴収を猶予することが出来る。

※法とは地方税法を指す。